

## 2 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に 関する国際連合条約

作 成 一九八八年二月二〇日(ワウイン)

効力発生 一九九〇年二月一日

日本国

当事国 五〇(他にEEC)

この条約の締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な生産、需要及び取引が大量であり、かつ、増加の傾向にあることが、人類の健康及び福祉に対し悪影響を及ぼすことと並びに社会の経済的、文化的及び政治的基盤に重大な脅威となり並びに社会の経済的、文化的及び政治的基盤に悪影響を及ぼすことを深く憂慮し、更に、麻薬及び向精神薬の不正取引の侵食が種々の社会集団において継続的に増大していること、特に、世界の多くの地域において児童が、不正な薬物の消費の市場として並びに麻薬及び向精神薬の不正な生産、分配及び取引のために、利用されている事実が計り知れないほど重大な危険を伴うものであることを深く憂慮し、不正取引とその他の関連する組織的な犯罪活動との結び付きが、正当な経済活動を害し並びに国の安定、安全及び主権に脅威を与えることを認め、更に、不正取引が国際的な犯罪活動であり、その防止のためには緊急の注意を払い及び最優先の優先度を与える必要があることを認め、不正取引が生み出す大きな経済的利益及び富により、国際的な犯罪組織が政府の組織、合法的な商取引又は金融取引の事業及び社会一般のあらゆる段階に浸透し、これらを汚染し及び墮落させることを可能としていることを認識し、不正取引を行う者からその犯罪活動による収益を剥奪し、これにより不正取引を行う主要な動機を無くすことを決意し、麻薬及び向精神薬の濫用の根本的な原因(麻薬及び向精神薬の不正な需要並びに不正取引により生ずる極めて大きな利益を含む)を除去することを希望し、



麻薬及び向精神薬の製造に使用される各種の物質(前庭劑、化學物質及び溶剤を含む)であつて、その入手が容易であるために麻薬及び向精神薬の密造の増加をもたらすものを監視するため措置が必要であること考慮し、海上における不正取引の防止を一層推進することを決定し、

不正取引を撲滅することがすべての国の共同の義務であること及びその撲滅のために国際協力の枠組みの下で協同して行動することが必要であることを認め、

麻薬及び向精神薬の統制の分野における国際連合の権限を認め、また、その統制に関係する国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、

麻薬及び向精神薬の分野の現行の条約の基本原則並びにこれらにより具体化されている統制制度を再確認し、

不正取引の大きな規模及び範圍並びにそのもたらす重大な結果に対処するため、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約、千九百六十二年の麻薬に関する単一条約を改正する千九百七十一年の議定書により改正された同条約及び千九百七十一年の向精神薬に関する条約に定める措置を強化し及び補充することの必要性を認め、

更に、不正取引に係る国際的な犯罪活動の防止を目的とする刑事問題に関する国際協力のための効果的な法律上の手段を強化することが重要であることを認め、

特に不正取引の防止を目的としかつ不正取引の問題全般の種々の部分、特に麻薬及び向精神薬の分野における現行の条約定められていない部分について考慮する包括的、効果的及び柔軟的な国際条約を締結することを希望する、

(a) 「統制委員会」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約及び千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する千九百七十一年の議定書により改正された同条約により設置された国際麻薬統制委員会をいう。

(b) 「大麻植物」とは、カンナビス属の植物をいう。

(c) 「コカ樹」とは、エリスコキシロン属の植物をいう。

(d) 「商業運送業者」とは、報酬、給料その他の利益を得るために人、貨物又は郵便物の輸送に従事する人又は公的、私的その他の団体をいう。

(e) 「麻薬委員会」とは、国際連合の経済社会理事会の麻薬委員会をいう。

(f) 「没収」とは、裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的な剝奪をいう。

(g) 「監視付移転」とは、第三条一の規定に従つて定められる犯罪を実行した若しくはその実行に参与した者を特定するため、又は以上の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、麻薬、向精神薬、この条約に附属する付表I若しくは付表IIに掲げる物質又はこれらに代わる物質の不正な又はその疑いがある送り荷が当該又は以上の国の領域を出、これを通過し又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。

(h) 「千九百六十一年の条約」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約をいう。

(i) 「改正された千九百六十一年の条約」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する千九百七十一年の議定書により改正された千九百六十一年の麻薬に関する単一条約をいう。

(j) 「千九百七十一年の条約」とは、千九百七十一年の向精神薬に関する条約をいう。

(k) 「理事会」とは、国際連合の経済社会理事会をいう。

(l) 「凍結」又は「押収」とは、裁判所その他の権限のある当局がその国内法に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(m) 「不正取引」とは、第三条の1及び2に規定する犯罪をいう。

(n) 「麻薬」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約及び千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する千九百七十一年の議定書により改正された同条約の付表I及び付表IIに掲げる天然又は合成の物質をいう。

(o) 「けし」とは、パバヴェル・ソムニフェルム・I種の植物をいう。

(p) 「収益」とは、第三条一の規定に従つて定められる犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう。

(q) 「財産」とは、有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(r) 「向精神薬」とは、千九百七十一年の向精神薬に関する条約の付表Iから付表IVまでに掲げる天然若しくは合成の物質又は自然の産物をいう。

(s) 「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。

(t) 「付表I」及び「付表II」とは、この条約に附属する物質の表でそれぞれ対応する番号を付したものである(第十二条の規定に従つて改正された場合には、改正後のもの)をいう。

(u) 「通過国」とは、不正な麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物質がその領域を移動する国であつて、これらの原産地でも最終仕向地でもないものをいう。

第二條(条約の適用範圍)

1 この条約の目的は、締約国が国際的な広がりをもつ麻薬及び向精神薬の不正取引の種々の部分について一層効果的に対処することができるよう締約国間の協力を促進することにある。

2 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、自国の立法に関する基本的な規定に従ひ、必要を措置(立法上及び行政上の措置を含む)をとる。

3 締約国は、他の締約国の領域において、当該他の締約国の当局がその国内法により専ら有する裁判権の行使及び任務の遂行については、これを行つてはならない。

第三條(犯罪及び制裁)

1 締約国は、自国の国内法により、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な措置をとる。

(a) (i) 千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約又は千九百七十一年の条約の規定に違反して、麻薬又は向精神薬を生産し、製造し、抽出し、製剤し、提供し、販売のために提供し、分配し、販売し、複製し、提供し、販売を問わない)し、仲介し、発送し、通過発送し、輸送し、

(b) 千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約又は千九百七十一年の条約の規定に違反して、麻薬又は向精神薬を生産し、製造し、抽出し、製剤し、提供し、販売のために提供し、分配し、販売し、複製し、提供し、販売を問わない)し、仲介し、発送し、通過発送し、輸送し、

(c) 千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約又は千九百七十一年の条約の規定に違反して、麻薬又は向精神薬を生産し、製造し、抽出し、製剤し、提供し、販売のために提供し、分配し、販売し、複製し、提供し、販売を問わない)し、仲介し、発送し、通過発送し、輸送し、



- (ii) 輸入し又は輸出すること。
- (iii) 千九百六十一年の条約及び改正された千九百六十一年の条約の規定に違反して、麻薬を産するためにつくコカ樹又は大麻植物を栽培すること。
- (iv) 麻薬又は向精神薬の不正な栽培、生産又は製造のために用いられることを知りながら、装置、原料又は付表I若しくは付表IIに掲げる物質を製造し、輸送し又は分配すること。
- (v) (i)から(iv)までに規定する犯罪を組織し若しくは管理し又はこれらの犯罪に資金を提供すること。
- (vi) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又はこれらの犯罪を執行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。
- (vii) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の真の性質、出所、所在、処分若しくは移動又は当該財産に係る権利若しくは当該財産の所有権を隠匿し又は偽装すること。
- (viii) 自国の憲法上の原則及び法制の基本的な概念に従うことを条件として、
  - (i) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを当該財産を受け取った時において知りながら、当該財産を取得し、所持し又は使用すること。
  - (ii) 麻薬又は向精神薬の不正な栽培、生産又は製造のために用いられ又は用いられることを知りながら、装置、原料又は付表I若しくは付表IIに掲げる物質を所持すること。
- (ix) この条の規定に従って定められる犯罪を執行し又は麻薬若しくは向精神薬を不正に使用することを方法のいかんを問わず公然とあり又は唆すこと。

- (v) (i)から(iv)までに規定する犯罪を組織し若しくは管理し又はこれらの犯罪に資金を提供すること。
- (vi) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又はこれらの犯罪を執行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。
- (vii) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の真の性質、出所、所在、処分若しくは移動又は当該財産に係る権利若しくは当該財産の所有権を隠匿し又は偽装すること。
- (viii) 自国の憲法上の原則及び法制の基本的な概念に従うことを条件として、
  - (i) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを当該財産を受け取った時において知りながら、当該財産を取得し、所持し又は使用すること。
  - (ii) 麻薬又は向精神薬の不正な栽培、生産又は製造のために用いられ又は用いられることを知りながら、装置、原料又は付表I若しくは付表IIに掲げる物質を所持すること。
- (ix) この条の規定に従って定められる犯罪を執行し又は麻薬若しくは向精神薬を不正に使用することを方法のいかんを問わず公然とあり又は唆すこと。

- (v) (i)から(iv)までに規定する犯罪を組織し若しくは管理し又はこれらの犯罪に資金を提供すること。
- (vi) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又はこれらの犯罪を執行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。
- (vii) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の真の性質、出所、所在、処分若しくは移動又は当該財産に係る権利若しくは当該財産の所有権を隠匿し又は偽装すること。
- (viii) 自国の憲法上の原則及び法制の基本的な概念に従うことを条件として、
  - (i) (a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを当該財産を受け取った時において知りながら、当該財産を取得し、所持し又は使用すること。
  - (ii) 麻薬又は向精神薬の不正な栽培、生産又は製造のために用いられ又は用いられることを知りながら、装置、原料又は付表I若しくは付表IIに掲げる物質を所持すること。
- (ix) この条の規定に従って定められる犯罪を執行し又は麻薬若しくは向精神薬を不正に使用することを方法のいかんを問わず公然とあり又は唆すこと。





考慮を払うことができる。

(i) (a)の収益若しくは財産の価値、これらの収益若しくは財産の売却により生じた資金又はこれらの価値若しくは資金の相当な部分、麻薬及び向精神薬の不正取引及び濫用の防止に専ら用いられ、或る政府機関に寄附すること。

(ii) 定期的又は個々の場合に於て、(a)の収益若しくは財産又はこれらの売却により生じた資金を、自国の国内法若しくは行政手続又はこれらの配分のために締結する国間協定若しくは多数国間の協定に従い他の締結国との間で配分すること。

(6) (a) 収益が他の財産に変形し又は転換した場合には、当該収益に代えて当該他の財産につきこの条に規定する措置をとることができ、  
(b) 収益が合法的な出所から取得された財産と混同した場合に、押収又は凍結のいかなる権限も害されることがなく、当該混同した収益の評価価値を限度として当該財産について没収することができる。

(c) 次のものが生じた収入その他の利益について、収益と同様の方法により及び同様の限度においてこの条に規定する措置をとることができ、  
(i) 収益  
(ii) 収益が変形し又は転換した財産  
(iii) 収益が没収した財産

7 締結国は、投資の対象となる疑いがある収益その他の財産の合法的な出所につき、自国の国内法の原則及び司法その他の手続の性質に適合する範囲内で、举证責任が転換されることを確保することを検討することができる。

8 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解てはならない。  
9 この条のいかなる規定も、この条に規定する措置が締結国の国内法に従って、かつこれを条件として定められ及び実施されるという原則に影響を及ぼすものではない。

第六条(犯罪人引渡し) 1 この条の規定は、締結国が第三条1の規定に従って定める犯罪について適用する。  
2 この条の規定の適用を受ける犯罪は、締結国間の現行犯罪人引渡条約における引渡犯罪となさされる。締結国は、相互間

で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約がこの条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

3 条約の存在を犯罪人引渡し条件とする締結国は、自国との間に犯罪人引渡条約締結していない他の締結国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合は、この条約がこの条の規定の適用を受ける犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この条約は犯罪人引渡しの法的根拠とするために具体的な立法を必要とする締結国は、必要な立法を行うことを考慮する。

4 条約の存在を犯罪人引渡し条件とし、締結国は、相互間でこの条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪と認める。  
5 犯罪人引渡しは、請求を受けた締結国の法令に定める条件又は適用可能な引渡条約に定める条件に従う。これらの条件には、請求を受けた締結国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む。

6 この条の規定による請求を受けた締結国は、当該請求を考慮するに当たり、自国の司法当局その他の権限のある当局が、当該請求に応ずるに際し、人種、宗教、国籍若しくは政治的意見を理由とする当該請求の対象となる者の訴追若しくは処罰を容易にし又はその者がこれらの理由による侵害を受けると信ずるに足りる実質的根拠がある場合には、当該請求に応ずることを拒否することができる。

7 締結国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき、犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努めるものとし、また、この手続についての証拠に関する要件を簡易にするよう努める。  
8 請求を受けた締結国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において当該締結国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において犯罪人引渡条約に従うことを条件として、その引渡しを求められている自国の領域内に所在する者を拘留することその他犯罪人引渡手続へのその者の出頭を確保するための適当な措置をとることができ、  
9 締結国は、容疑者が自国の領域内において発見された場合に、自国の国内法に従って設定した刑事裁判権の行使を妨げられることなく、  
(a) 第三条1の規定に従って定められる犯罪につき第四条2(a)に規定する事由に基づいて当該容疑者の引渡しを行わない場

合には、請求を行った締結国との間で別段の合意があるときを除くほか、訴追のための自国の権限のある当局に事件を付託する。

(b) 第三条1の規定に従って定められる犯罪につき当該容疑者の引渡しを行わず、かつ、当該犯罪について第四条2(b)に基づく裁判権を認定している場合には、請求を行った締結国からその正当な裁判権を保持するための請求を受けたときを除くほか、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

10 請求を受けた締結国は、刑の執行を目的とする犯罪人引渡しをその引渡しの対象となる者が自国の国民であるという理由により拒否した場合において、当該請求を行った締結国からの申出があるときは、自国の法律が認め、かつ、その法律の要件に適合する限りにおいて、当該請求を行った締結国の法律に従って言い渡された犯罪又はその残余の執行について考慮する。  
11 締結国は、犯罪人引渡しを行ない又はその実効性を高めるための二国間又は多数国間の協定を締結するよう努める。

12 締結国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき拘禁刑その他の形態の自由を剝奪する刑を言い渡された者を、その者の国においてその刑の執行を可能とするため、当該国に移送することに関する二国間又は多数国間の協定、個別協定のものであるか一般的なものであるかを問わない。締結国は、締結することを考慮することができる。

第七条(法律上の相互援助) 1 締結国は、この条の規定に基づき、第三条1の規定に従って定められる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与えることができる。  
2 この条の規定に従って与えられる法律上の相互援助については、次の事項のために要請することができる。  
(a) 捜査の取極  
(b) 裁判上の文書の送達の実施  
(c) 捜索及び押収の実施  
(d) 物及び場所の見分  
(e) 情報及び証拠の提供  
(f) 関連する文書及び記録(銀行、財務、法人又は業務の記録を含む)の原本又は証明された謄本の提供  
(g) 証拠のための収益、財産及び道具その他の物の特定又は追

追



3 締約国は、要請を受けた締約国の国内法によって認められるその形態の法律上援助を相互に与えることができる。

4 締約国は、要請があるときは、自国の国内法及び慣行に適合する範囲内で、捜査に協力し若しくは司法手続に参加することに同意する者（留置中の者を含む）の出現又は協力を促進し又は奨励する。

5 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条の規定に基づき法律上の相互援助を与えることを拒否することができない。

6 この条の規定は、刑事手続に関する法律上の相互援助を全面的又は部分的に定める現行又は将来締結される二国間又は多数国間の他の条約に基づき義務に影響を及ぼすものではない。

7 8から19までの規定は、関係締約国が法律上の相互援助に関する条約によって拘束されていない場合には、この条の規定に従って行われる要請について適用する。当該関係締約国がそのような条約によって拘束されている場合には、そのような条約の対応する規定は、当該関係締約国がこれらの規定に代えて8から19までの規定を適用することに合意する場合を除くほか、適用する。

8 締約国は、法律上の相互援助の要請を実施し又はその要請をその実施のために権限のある当局に送付する責任及び権限を有する一の場合又は必要な場合には二以上の当局を指定するものとし、指定されたその一又は二以上の当局を事務総長に通知する。法律上の相互援助の要請の送付及びその要請に関連する通報は、締約国が指定した当局の間で行う。この要請に関するような要請及び通報が外交上の経路により、又は緊急の状況において関係締約国が合意しかねる場合には国際刑事警察機構を通じて行われることを要求する締約国の権利を害するものではない。

9 要請は、当該要請を受けた締約国が受け入れることができる言語による書面によって行われ、各締約国が受け入れることができない一又は二以上の言語は、事務総長に通知する。緊急の状況において関係締約国が合意する場合には、要請は、口頭によって行われることができるが、直ちに書面によって確認する。

10 法律上の相互援助の要請には、次の事項を含む。

- (a) 要請を行う当局の特定
- (b) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質並びにこれらの捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務
- (c) 関連する事実の概要（裁判上の文書の送達のための要請の場合を除く）
- (d) 要請する援助についての記載及び要請を行った締約国とされることを希望する特別の手續の詳細
- (e) 可能な場合には、関係者の特定、居所及び国籍
- (f) 証人、情報又は措置が求められる目的
- (g) 要請を受けた締約国は、追加の情報又は追加の情報が当該要請の実施を容易にすることができるときは、当該追加の情報を求めることができる。
- (h) 要請は、当該要請を受けた締約国の国内法に従って実施するものとし、また、その国内法に違反しない範囲内、及び可能な場合には当該要請において明示された手續に従って実施する。
- (i) 要請を行った締約国は、当該要請を受けた締約国が提供した情報又は証拠を、当該要請を受け締約国の事前の同意なしに、当該要請において明示された捜査、訴追又は司法手続以外のもののために送付し、又は利用してはならない。
- (j) 要請を行った締約国は、当該要請を受けた締約国が当該要請の実施に必要な範囲を除くほか当該要請の事実及び内容を秘密のものとして取り扱ふことを求めることができる。当該要請を受けた締約国が秘密のものとして取り扱ふことができない場合には、当該要請を受けた締約国は、速やかにその旨を当該要請を行った締約国に通報する。
- (k) 法律上の相互援助は、次の場合には拒否することができる。
  - (a) 要請がこの条の規定に従って行われていない場合
  - (b) 要請を受けた締約国の実施しない主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがある場合
  - (c) 要請を受けた締約国の当局が、当該要請に係る犯罪と同様の犯罪について捜査、訴追又は司法手続が当該当局の管轄内において行われていない場合において、要請された措置をとることを自国の国内法により禁止されているとき。

(d) 要請を受け入れることが当該要請を受けた締約国の法律上の相互援助に関する法制に違反することとなる場合

16 法律上の相互援助を拒否する場合には、その理由を示さなければならない。

17 要請を受けた締約国は、進行中の捜査、訴追又は司法手続が法律上の相互援助により妨げられることを理由として、当該要請を受けた締約国は、自国が必要と認める条件に従ってその相互援助を行うか行わないかについて決定するために当該要請を行った締約国と協議する。

18 要請を行った締約国の領域において、司法手続において証言を行い又は捜査、訴追若しくは司法手続に協力することに同意する証人、専門家その他の者は、当該要請を受けた締約国の領域を出発する前の行為、不作為又は有罪判決につき、当該要請を行った締約国の領域において訴追、拘禁若しくは処罰をされず、又は身体的自由についての他のいかなる制限も課せられない。このよう保証措置は、当該証人、専門家その他の者が、当該要請を行った締約国の司法当局により出頭することを要求されなくなったことを公式に伝えられた日から引き続き十五日の期間（当該締約国が合意する期間がある場合は、その期間）内において当該要請を行った締約国の領域から離れる機会を有していたにもかかわらず当該領域内に滞在していたときにおいて当該期間が満了した時に、又は当該領域から離れた後自己の自由を当該領域に戻ってきたときにおいては、その時にそれぞれ終了する。

19 要請の実施に要する通常の費用は、関係締約国間において別段の合意がある場合を除くほか、当該要請を受けた締約国が負担する。要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の経費が必要であり又は必要となる場合には、関係締約国は、当該要請を実施する条件及び費用の負担の方法を決定するために協議する。

20 締約国は、必要の場合には、この条の規定の目的に寄与するためにこの条の規定を實際に実施し又はこの条の規定の効果を高めるための二国間又は多数国間の協定又は取極の締結の可能性を考慮する。

第八条（手續の移管）締約国は、裁判の正当な運営の利益になる



と認められる場合には、第三条1の規定に従つて定められる犯罪の刑事訴訟のための手続を相互に移管することの可能性について考慮する。

第九条(その他の形態の協力及び訓練) 1 締約国は、その他の法律上及び行政上の制度に従つて、第三条1の規定に従つて定められる犯罪の実行を防止するための法執行の活動の効果を上げるために、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多国間協定の協定に従つて定められる犯罪のすべてを、(a) 第三条1の規定に従つて定められる犯罪のすべての部分(自国が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含む)に関する情報、確実かつ迅速な交換を促進するため、権限のある機関相互間の連絡の経路を設け、維持すること。

(b) 第三条1の規定に従つて定められる犯罪であつて国際的性情を有するものについて、次の事項に関する照会を行うに当たつて、相互に協力すること。

(i) 第三条1の規定に従つて定められる犯罪にかかわつていると疑われる者の特定、所在及び活動

(ii) (i)の犯罪の実行により生じた収益又は財産の移動

(iii) (i)の犯罪の実行に用いられ又は用いようとした麻薬、向精神薬、付表I及び付表IIに掲げる物質並びに道具の移動

(c) 締約国は、第三条1の規定に従つて定められる犯罪の防止に必要と認められる場合において、国内法に違反しないときは、この1の規定を実施するため合同の班を設けること(これに当たり、班員及びその班の活動の安全を保障することの必要性を考慮する)。その班に参加する締約国の公務員は、領域内においてその活動が行われる締約国の適当な当局の承認を受け行動する。このような場合において、関係締約国は、領域内においてその活動が行われる締約国の主権が十分に尊重されることを確保する。

(d) 適当な場合には、分析又は捜査のために必要な量の物質を提供すること。

(e) 権限のある機関相互間の効果的な調整を促進し及び職員その他の専門家の交換、連絡員の配置を含むことを推進すること。

2 締約国は、必要な範囲内で、第三条1の規定に従つて定められる犯罪の防止の任務を課せられた自国の法執行に当たる職員その他の職員(税関職員を含む)のための特別な訓練計画を開発し、実施させ、又は改善する。その訓練計画には、特に次の事項を含む。

(a) 第三条1の規定に従つて定められる犯罪の探知及び防止に用いられる方法に従つて定められる犯罪にかかわつていると疑われる者が特に通過国において用いる経路及び技術並びにこれらへの適当な対策

(c) 麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物質の輸入及び輸出の監視

(d) 第三条1の規定に従つて定められる犯罪により生じた収益及び財産並びにこれらの犯罪の実行に用いられようとした麻薬、向精神薬、付表I及び付表IIに掲げる物質並びに道具の移動の探知及び監視

(e) (d)の収益、財産及び道具の移転、隠匿又は偽装に用いられる証拠の収集

(f) 証拠の収集

(g) 自由貿易地帯及び自由港における統制の技術

(h) 法執行の最新技術

3 締約国は、2に規定する分野における専門知識を共有するための調査計画及び訓練計画を策定し及び実施するため相互に援助するものとし、そのため、適当な場合には、協力を推進する地域間の又は国際的な会議及びセミナーを利用し、並びに相互に關心のある問題(通過国にとっての特殊な問題及び必要な事項を含む)について討論を奨励する。

第一〇条(通過国のための国際協力及び援助) 1 締約国は、直接に又は権限のある国際的若しくは地域の機関を通じて、通過の阻止その他の関連する活動についての技術協力計画により、可能な範囲内で、通過国、特に援助及び支援を必要とする開発途上国を援助し及び支援するために協力する。

2 締約国は、直接に又は権限のある国際的若しくは地域の機関を通じて、1の通過国に対し、不正取引の効果的な規制及び防止に必要な基礎を向上させ及び強化するため、資金援助を提供することができ、

3 締約国は、この条の規定に基づき国際協力の実効性を高めるため二国間又は多国間協定の協定又は取極を締結することができるものとし、また、その締結に当たつては財政上の取極を考慮することができる。

第一一条(監視付移転) 1 締約国は、自国の国内法制の基本原則によつて認められる場合には、第三条1の規定に従つて定められる犯罪にかかわつている者を特定し、その者に対して法的措置をとるため、相互に合意する協定又は取極により、国際的な規模における監視付移転の適当な利用ができるように、可能な範囲内で必要な措置をとる。

2 監視付移転を利用することの決定は、個々にその事例に応じ、財政上の取極及び関係締約国の裁判権の行使に関する了解を考慮すること。

3 監視付移転の利用が合意された不正な製造物については、関係締約国の同意の下にこれを差し止め、及び麻薬若しくは向精神薬を差し戻す、又はその全部若しくは一部を抜き取つて若しくは差し換へ送付物の続行を認めることができる。

第二二条(麻薬又は向精神薬の不正な製造に頻りに使用される物質) 1 締約国は、付表I及び付表IIに掲げる物質が麻薬又は向精神薬の不正な製造に流用されることを防止するための適当と認められる措置をとるものとし、このために相互に協力する。

2 締約国又は統制委員会は、自己の所有する資料により一物質を付表I又は付表IIに加えることが必要であると認められる場合には、事務総長に対し、その旨を通告し、かつ、その通告の裏付けとなる資料を提出する。2から7までに規定する手続は、締約国又は統制委員会が一の物質を付表I若しくは付表IIから削り又は一方付表の物質を他方の付表に転記することを正当とする資料を有する場合にのみ、適用する。

第三二条(事務総長) 2の通告及び関係があると認められる締約国、麻薬委員会及びその通告が締約国によつて行われたときは統制委員会に送付する。締約国は、事務総長に対し、当該通告に関する意見を、統制委員会が評価を行い及び麻薬委員会が決定を行うに当たつて役立つすべての補足的資料とともに、通知する。

4 統制委員会、2の物質の正当な使用の程度、重要性及び多様性を考慮し、かつ、正当な目的の場合にも麻薬又は向精神薬の不正な製造の場合にも代物物質を使用することができ、可能性及び容易さを考慮した上で、次の(a)及び(b)の基準が満たされていると認められる場合には、麻薬委員会に対し、当該物質につ

てい



ての評価(当該物質を付表I又は付表IIに加えることが正当な使用及び不正製造に及ぼすと思われる効果を含む)を、その評価に照らして製造と認める監視措置を勧告するときにあってはその勧告とともに、通知する。

(a) 当該物質が、麻薬又は向精神薬の不正な製造に頻繁に使用されること。

(b) 麻薬又は向精神薬の不正に製造された量及び程度が国際的な行動を正当化するに足りる公衆の健康上又は社会上の深刻な問題を引き起こすこと。

5 麻薬委員会は、締約国が提出した意見並びに統制委員会の意見及び勧告を考慮する(ただし、科学的な事項に関する統制委員会の評価は、そのまゝ受け入れなければならない)こととし、その他関連するすべての要因を十分考慮して、その構成国、三分の二以上の多数による議決で、一の物質を付表I又は付表IIに加えることを決定することができる。

6 麻薬委員会がこの条の規定に基づいて行ういすれの決定も、事務総長により、すべての国その他の者(この条約の締約国であるか締約国なることができるものであるかを問わない)及び統制委員会に通知される。当該決定は、その通知の日の後百八十日を経過した後、各締約国について完全に効力を生ずる。

7 (a) この条の規定に基づいて行われた麻薬委員会の決定は、いすれかの締約国がその決定の通知の日の後百八十日以内に要請する場合には、理事会の審査を受ける。審査の要請は、その基礎となつてはいるすべての関係資料とともに、事務総長に送付する。

(b) 事務総長は、審査の要請及び関係資料の写しを麻薬委員会統制委員会及びすべての締約国に送付し、九十日以内にその意見を提出するよう要請する。事務総長が受領したすべての意見は、審議のため理事会に提出される。

(c) 理事会は、麻薬委員会の決定を確認し又は取り消すことができる。理事会の決定の通知は、すべての国その他の者(この条約の締約国であるか締約国なることができるものであるかを問わない)及び麻薬委員会及び統制委員会に送付される。

8 (a) 1の原則の規定並びに千九百六十六年の条約、改正された千九百六十七年の条約及び千九百七十一年の条約の原則の規定の適用を妨げることなく、締約国は、自国の領域において

行われる付表I及び付表IIに掲げる物質の製造及び分配を監視するために適當と認める措置をとる。

(b) このため、締約国は、次のことを行うことができる。

(i) 当該物質の製造及び分配に従事する人及び企業を監督すること。

(ii) (i)の製造又は分配を行う施設及びその建造物を免許制度によつて監督すること。

(iii) 免許を取得した者が(i)に規定する業務を行うための許可を受けることを義務付けること。

(iv) 製造業者及び分配業者の手元とその業務の正常な遂行及び市場の一般の状況に必要な数値を超えて当該物質が蓄積されることを防止すること。

9 (a) 疑わしい取引の特定を促進するため、付表I及び付表IIに掲げる物質の国際取引を監視する制度を設置し、維持する。その監視制度は、製造業者、輸入者、輸出者、卸売業者及び小売業者その他の緊密な協力により行うものとし、これらの者は、疑わしい注文及び取引について権限のある当局に通報する。麻薬又は向精神薬の不正な製造のために使用されているもの十分な証拠があるときは、付表I又は付表IIに掲げる物質を押収することを定める。

(b) 付表I又は付表IIに掲げる物質の輸入、輸出又は通過が麻薬又は向精神薬の不正な製造に使用されるためのものであると信ずるに足りる理由がある場合は、特に、支払方法その他のように信ずるに至つた主要な理由についての情報を含め、これを関係締約国の権限のある当局及び機関に対して可及的速やかに通報する。

(c) 輸入品及び輸出品に適正な表示がなされ並びにこれらについて書類が適切に備えられていることを義務付ける。商取引の書類、例えば、送り状、積荷の目録、税関書類、輸送についての書類、その他の積荷についての書類などは、輸入又は輸出される物質の付表I又は付表IIに掲げる名称、輸入又は輸出される数量並びに輸出者、輸入者及び可能な場合には荷受人の氏名及び住所が含まれなければならない。

(d) 書類が二年以上の期間保存され及び権限のある当局の

検査に供されることができるようになる。

10 (a) 9の規定に加えて、自国の領域から付表Iに掲げる物質が輸出され、締約国は、関係締約国が事務総長に要請する場合には、その輸出に先立ち、自国の権限のある当局が次の情報を入力する。輸入者、輸入者及び可能な場合には荷受人の氏名及び住所

(i) 輸出者、輸入者及び可能な場合には荷受人の氏名及び住所

(ii) 付表Iに掲げる物質の名称

(iii) 輸出される物質の数量

(iv) 入国する地点及び発送予定の日付

(v) その他の情報で関係締約国間で合意されるもの

(b) 締約国は、必要であり又は望ましいと認める場合には、この10に規定する措置よりも精細な又は厳しい統制措置をとることができる。

11 いすれかの締約国が他の締約国に対し9又は10の規定に従つて情報を提供する場合には、その情報を提供する締約国は、その情報を受ける締約国に対し、すべての取引上、業務上、商取引上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を秘密のものとして取り扱うことを求めることができる。

12 締約国は、毎年、統制委員会に対し、同委員会定める様式及び方法により、同委員会の提供する用紙を用いて、次の資料を提出する。

(a) 付表I及び付表IIに掲げる物質を押収されたものの数量及び判明するときはその国に揚げる

(b) 付表I又は付表IIに掲げられていない物質であつて、麻薬又は向精神薬の不正な製造に使用されたことが明らかになり、かつ、締約国がこれにつき統制委員会の注意を喚起する十分な意義があると認めるもの

13 統制委員会は、毎年、麻薬委員会に対し、この条の規定の実施状況を報告するものとし、麻薬委員会は、定期的に、付表I及び付表IIが適切かつ妥當であるかを検討する。

14 この条の規定は、付表I又は付表IIに掲げる物質を含有する医薬品の製剤その他の製剤であつて当該物質を簡単に用いることができず又は当該物質を容易に用い得る手段では回収することができないように調合されているものについては、適用し





ない。

第一三條(原料及び装置) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な生産及び製造のための原料及び装置の取引及び流通を防止するために適当と認める措置をとるべき取引及びたなみの協力をすることとする。

第一四條(麻薬植物の不正な栽培を撲滅し並びに麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くすための措置) この条約によりとる措置は、千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約及び千九百七十一年の条約の規定であつて、麻薬及び向精神薬を含有する植物の不正な栽培を撲滅するため並びにこれらの麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くすために適用されるものも緩やかなものであつてはならぬ。

2 締約国は、麻薬又は向精神薬を含有するけし、コカ樹、大麻等の植物があつて自国の領域内においてこれらに栽培されたものにつき、その不正な栽培を防止し及び不正に植物を撲滅するための適当な措置をとる。その措置をとるに当たつては、基本的人権を尊重するものとし、歴史的にみてその証拠がある場合には伝統的かつ正當な使用について妥當な考慮を払うとともに、環境の保護についても妥當な考慮を払う。

3 (a) 締約国は、撲滅のための努力の実効性を高めるために協力することができる。その協力には、特に、適当な場合には、不正な栽培に代えて経済的に成り立つ事業ができるようにする総合的な農村開発のための支援を含めることができる。このような農村開発のための計画を実施するに先立ち、市場への進出の機会、資源利用の可能性、社会経済の一般的状況等の要素を考慮することとする。締約国は、その他の適当な協力方についての措置に関し合意することができる。

(b) 締約国は、また、撲滅に関し科学的及び技術的情報を交換し並びに調査を行うことを促進する。

(c) 共通の国境を有する締約国は、その国境に沿つたそれぞれ地域のにおける撲滅計画について協力するよう努める。

4 締約国は、人類の苦しみを軽減せよ及び不正取引に対する金銭上の誘因を無くすため、麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くし又は減少させるための適当な措置をとる。その措置は、特に、国際連合、世界保健機関等の国際連合の専門機関その他権限のある国際機関の勧告並びに千九百八十七年に開催された薬物の濫用及び不正取引に関する国際会議において採択された総

合対策要綱のうち、防止、治療及び更生の分野における政府機関、非政府機関及び民間の努力に関するものを基礎とすることができ、締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くし又は減少させるため、二国間又は多数国間の協定又は取極を締結することができる。

5 締約国は、また、押収し又は没収した麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物質を早期に廃棄し又は合法的に処分するため並びに正当に証明された必要量のこれらの物質を証拠として用いることができるようにするための必要な措置をとることができる。

第一五條(商業運送業者) 1 締約国は、商業運送業者が用いる輸送手段が第三條Iの規定に従つて定められる犯罪の實行に利用されることのないよう適当な措置をとる。この措置には、商業運送業者との間の特別の取決を含めることができる。

2 締約国は、商業運送業者に対し、その輸送手段が第三條Iの規定に従つて定められる犯罪の實行に利用されることを防止するために適当な注意を払うことを義務付ける。その注意には、次のことを含めることができる。

(a) 商業運送業者が当該締約国の領域内に主たる營業所を有する場合に、  
(i) 疑わしい送り荷又は人判別するための職員を訓練すること。  
(ii) 職員の実効性を高めること。  
(iii) 商業運送業者が当該締約国の領域内において營業を行つてい場合には、  
(i) 可能なときは事前に積荷の目録を提出すること。  
(ii) 容易に開封することがない封印であつて開封されたかされなかつたかを個別に確認することができるものを送り荷の容器に使用すること。

(b) 第三條Iの規定に従つて定められる犯罪の實行に關係があると思われるすべての疑わしい状況をできる限り早い機会に適當な当局に報告すること。  
(c) 締約国は、許可を得ていない者の輸送手段及び貨物への接近を防止し並びに適當な防護措置を実施するため、商業運送業者と適當な当局とが出入り地点その他の税関の統制区域において協力することを確保するよう努める。

第一六條(商取引の書類及び輸出品の表示) 1 締約国は、麻薬及び向精神薬の合法的な輸出について書類が適正に備えられることを義務付ける。千九百六十一年の条約第三十條、改正された千九百六十一年の条約第三十一條及び千九百七十一年の条約第十二條の規定に従つて必要とされる書類のほかは、商取引の書類、例えば、送り状、積荷の目録、税関の書類、輸送についての書類、その他の書類について書類等には、輸出される麻薬及び向精神薬につき、千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約及び千九百七十一年の条約のそれぞれ付表に規定する名称、輸出される数量並びに輸出入者及び可能な場合には荷受人の氏名及び住所が含まれなければならない。

2 締約国は、輸出する麻薬及び向精神薬の送り荷に不適正な表示があることによる不正取引を防止する。

第一七條(海上における不正取引) 1 締約国は、海洋に関する国際法により、海上における不正取引を防止するため、可能な最大限の協力を行う。

2 締約国は、自国の旗を掲げる船舶又は旗を掲げておらずかつ登録標識を表示していない船舶が不正取引に関与していると疑うに足りる合理的な理由を有するときは、不正取引のためにこれらの船舶が用いられることを防止するに当たり、他の締約国の援助を要請することができる。要請を受けた締約国は、その用いることのできる手段の範囲内で援助を行う。

3 締約国は、国際法に基づき航行の自由を行使する船舶であつて他の締約国の旗を掲げ又は登録標識を表示するものが不正取引に関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適當な措置をとることの許可を旗国に要請することができる。

4 旗国は、3の規定に従つた締約国に対し、3の規定、これらの締約国の間において効力を有する条約又は当該締約国間の別段の合意がされた協定若しくは取極に従ひ、特に、次のことについて許可を与えることができる。  
(a) 当該船舶に積入すること。  
(b) 不正取引にかかわつていいることの証拠が発見された場合には、当該船舶並びにその乗船者及び積荷について適當な措置



とすること。

5 関係締約国は、この条の規定に従つて措置をとる場合には、海上における人命、船舶及び荷物の安全を危くし又は該国その他の関係国の商取引及び法律上の利益を害することのないよう、妥当な考慮を払ふ。

6 旗国は、1に規定する義務の範囲内で、4の許可に自国と要請を行つた締約国との間において合意される条件(責任に関する条件を含む)を付すことができる。

7 9及び4の規定の適用上、締約国は、自国の旗を掲げる船舶が自国の旗を掲げることが許されているかないかを確定すること。その他の締約国からの要請及びこの規定に従つて与えられる許可についての要請に対し、速やかに回答する。締約国はこの条約の締結の際に、これらの要請を受け及びこれらの要請に回答する一の場合又は必要な場合には二以上の当局を指定する。その指定については、その指定の後一箇月以内に事務総長を通じて他のすべての締約国に通報する。

8 この条の規定に基づく措置をとる締約国は、その措置の結果を速やかに関係旗国に通報する。

9 締約国は、この条の規定を実施し又はその実効性を高めるため、二箇国又は地域間の協定又は取極を締結することを考慮する。

10 4の規定に基づく措置は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えられているものによつてのみとすることができる。

11 この条の規定に基づく措置については、海洋に関する國際法に基き、沿岸国の権利及び義務並びに裁判権の行使を妨げ又はこれらに影響を及ぼすことのないよう妥当な考慮を払ふ。

第一八条(自由貿易地帯及び自由港) 1 締約国は、自由貿易地帯及び自由港において、麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物の不正取引を防止するため、自国の領域の他の部分において適用されている措置よりも緩やかな措置をとてはならない。

2 締約国は、次のことに努める。  
(a) 自由貿易地帯及び自由港における貨物及び人の移動を監視

すること。そのために、権限のある当局に対し、貨物、入港し又は出港する船舶、遊覧船及び漁船を含む)、航空機及び車両を捜査し並びに、適当な場合には、乗組員、乗務員及び旅客並びにこれらの自由荷物を捜査する権限を与える。  
(b) 自由貿易地帯及び自由港を出入りする送引荷を、麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物質を含んでいると疑われるものを検知するための制度を設け、維持すること。

(c) 港、ドック区域及び空港並びに自由貿易地帯及び自由港内の境界管理地点における監視制度を設け、維持すること。

第一九条(郵便の利用) 1 締約国は、万国郵便連合の條約に定める義務に従い、自国の国内法制の基本原則に基づき、不正取引に郵便を利用することを防止するための措置をとるものとす。そのために相互に協力する。

2 1の措置には、特に次のことを含む。  
(a) 不正取引に郵便を利用することを防止し及び抑制するため

に協同して行動すること。  
(b) 権限のある法執行の職員が、郵便物に含まれる麻薬、向精神薬又は付表I若しくは付表IIに掲げる物質の不正な送り荷を採知するための捜査及び取極の技術を導入し、維持すること。

(c) 司法手続に必要な証拠を確保するための適当な方法を用い、これを可能とするために立法上の措置をとること。

第二〇条(締約国が提出する資料) 1 締約国は、自国の領域におけるこの条約の運用に関する資料、特に次の資料を事務総長を通じて麻薬委員会に提出する。

(a) この条約を実施するために公布される法令の条文  
(b) 自国の裁判管轄内における不正取引であつて、その顕在化した新たな傾向、これに係る数量、物質の入手源又は不正取引を行つた者が用いた方法からみて自国が重要と認めるもの

の詳細  
2 締約国は、麻薬委員会が要請する方法及び期限に従つて1の資料を提出する。

第二一条(麻薬委員会の任務) 麻薬委員会は、この条約の目的に関するすべての事項を審議する権限を有する。麻薬委員会は、また、特に、

(a) 前条の規定に従つて締約国が提出した資料に基づいて、この条約の実施について検討する

(b) 締約国からつけられた資料の検討に基づき提案及び一般的性格を有する勧告を行うことができる。

(c) 統制委員会の任務に関する事項について統制委員会の注意を喚起することができる。

(d) 次条1(b)の規定により統制委員会が注意を喚起する事項について、適当な措置をとる。

(e) 第十二条に定める手続に従い、付表I及び付表IIを改正することができ、

(f) この条約に基づいて自己の採択する決定及び勧告についてこれに沿つた措置をとることを考慮するように、非締約国の注意を喚起することができる。

第二二条(統制委員会の任務) 1 前条の規定に基づき麻薬委員会の任務並びに千九百六十年の条約、改正された千九百六十年の条約及び千九百七十一年の条約に基づく統制委員会及び麻薬委員会の任務を妨げることなく、

(a) 統制委員会は、同委員会、事務総長若しくは麻薬委員会が入手することのできる資料又は國際連合の機関により通知された資料を検討し、統制委員会の権限に關係する事項につきこの条約の目的が履行されないことと信するに足りる理由を有する場合には、締約国に対し関連する資料を提出するよう促すことができる。

(b) 第十二条、第十三条及び第十六条の規定につき、

(i) 統制委員会は、(a)の規定に基づく措置をとつた後、必要と認めるときは、関係締約国に対し、これらの規定を実施するために状況に依り必要と思われる是正措置をとることを求めることができる。

(ii) 統制委員会は、(a)の規定に基づく措置をとるまでは、(a)及び(b)(1)の規定に基づく関係締約国との間の通報を秘密のものとして取り扱ふ。

(iii) 統制委員会は、(a)の規定に従つてこのことを求められた是正措置をとらなかつたと認める場合には、このような問題につき締約国、理事會及び麻薬委員会の注意を喚起することができる。この(b)の規定に従つて統制委員会が公表する報告には、関係締約国が要請する場合



には、その意見も含む。

- 2 いずれの締約国も、自国に直接関係のある問題がこの条の規定に基づいて審議される統制委員会の会合に代表者を出席させるよう招請される。
- 3 この条の規定に基づいて採択される統制委員会の決定が全会一致によるものでない場合には、少数意見についても、言及する。
- 4 この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全員の三分の二以上多数による議決で行う。
- 5 統制委員会は、1(a)の規定に従ってその任務を遂行するに当たり、入手することができ、資料の秘密を確保する。
- 6 この条の規定に基づく統制委員会の真摯は、この条約により締約国の間において締結される条約又は協定の実施については、適用しない。
- 7 この条の規定は、第三十二条の規定を受ける締約国間の紛争については、適用しない。

### 第二三条(統制委員会の報告)

1 統制委員会は、その業務に関する年次報告を作成する。年次報告には、同委員会が利用することのできる資料の分析並びに、適當な場合には、締約国が行い又は要請されて行つた説明の記述並びに同委員会が付するものと希望する意見及び勧告を含む。統制委員会は、必要と認めらるる追加の報告を作成することができる。これらの報告は、麻薬委員会を通じて理事会に提出するものとし、麻薬委員会は、適切と認め意見を付することができる。

### 第二四條

統制委員会の報告は、事務総長が締約国に通知し、その後公表する。締約国は、その無制限の配布を認める。

### 第二五條(従前の条約の権利及び義務の保全)

この条約の規定は、千九百六十二年の条約、改正された千九百六十二年の条約及び千九百七十一年の条約、改正された千九百七十一年の条約及び千九百七十一年の条約、改正された千九百七十一年の条約及び千九百七十一年の条約を修正し又はこの条約の締約国が負う義務を免れさせるものではない。

### 第二六條(署名)

この条約は、千九百八十八年十二月二十日から

千九百八十九年二月二十八日までウィーンにある国際連合事務所において、その後は、千九百八十九年十二月二十日までニューヨークにある国際連合本部において、次のものによる署名のために開放しておく。

- (a) すべての国
- (b) 国際連合ナミビア理事会によって代表されるナミビア
- (c) この条約の対象となつる事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する地域の経済統合のための機関(この条約の下における締約国、国又は国内組織について定める規定は、これらの機関の権限の範囲内でこれらの機関について適用する。

### 第二七條(批准、受諾、承認又は正式の確認行為)

1 この条約は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによって批准され、受諾され又は承認されなければならない。また、前条(c)の地域の経済統合のための機関によつて正式の確認行為がなされなければならない。批准書、受諾書又は承認書及び正式の確認行為の関係文書は、事務総長に寄託する。

### 第二八條(加入)

1 この条約は、すべての国、国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア及び第二六條(c)の地域的経済統合のための機関により加入のために開放しておく。加入は、事務総長に加入書を寄託することによつて行ふ。

### 第二九條(効力発生)

1 この条約は、国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによつて二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が事務総長に寄託された日の後九十日目に効力を生ずる。

### 第三〇條(批准)

2 二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアについて

ては、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目に効力を生ずる。

### 第三一條(正式の確認行為)

1 この条約は、国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによつて正式の確認行為がなされなければならない。また、前条(c)の地域の経済統合のための機関によつて正式の確認行為がなされなければならない。批准書、受諾書又は承認書及び正式の確認行為の関係文書は、事務総長に寄託する。

### 第三二條(加入)

1 この条約は、すべての国、国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア及び第二六條(c)の地域的経済統合のための機関により加入のために開放しておく。加入は、事務総長に加入書を寄託することによつて行ふ。

### 第三三條(効力発生)

1 この条約は、国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによつて二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が事務総長に寄託された日の後九十日目に効力を生ずる。

### 第三四條(批准)

2 二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアについて

ては、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目に効力を生ずる。

3 正式の確認行為の関係文書は、事務総長に寄託する。

2 麻薬は、事務総長が通告を受領した日の後一年で当該締約国について効力を生ずる。

3 改正(修正) 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができ、事務総長は、これを他の締約国に通知するとともに、改正案を受諾するかしないかを照会する。このようにして配布した改正案については、その配布の後二十四箇月以内にいずれの締約国も反対しなかつた場合には、その改正案は、受諾されたものとす。当該締約国がその改正に拘束されることに同意を表明する文書を事務総長に寄託した後九十日を経過した後効力を生ずる。

2 改正案については、いずれかの締約国が反対した場合に、事務総長が要請するときは、締約国の意見とともにこのような問題を理事会に提出する。理事会は、国際連合憲章第二二條四(a)の規定に従つて会議を召集することを決定することができる。その会議から生ずるいかなる改正も、改正議定書において定める。その議定書に拘束されることについての同意は、別に事務総長に表明することを要する。

第三五條(紛争の解決) 1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉、調査、仲介、調停、仲裁、地域の機関への依頼、司法上の手続その他の当該締約国が選択する平和的手段によつて紛争を解決するため協議する。

2 1に定めるところによつて解決することができない紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託する。



3 第二十六条(c)の地域的な経済統合のための機関が1に定めるところによって解決することができない紛争の当事者である場合には、当該機関は、国際連合の加盟国を通じて、理事会に対し、国際司法裁判所規程第六十五条の規定に従って国際司法裁判所の勧告的意見を求めることを要請することができる。その勧告的意見は、最終的なものとする。

4 各国はこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、各地域的な経済統合のための機関は署名、正式の確認行為の文書の寄託又は加入の際に、2及び3の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言を行った締約国との関係において2及び3の規定に拘束されない。

5 4の宣言を行った締約国は、事務総長に通告することにより、いつでも、その宣言を撤回することができる。

第三三条(正文) この条約のアラビア文、中国文、英文、フランス文、ロシア文及びスペイン文は、ひとしく正文とする。

第三四条(寄託者) 事務総長は、この条約の寄託者とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十八年十二月二十日にウィーンで本書一通を作成した。

附屬書

付表I及び付表II (略)

